

令和 8 年度

安全な農畜水産物安定供給のための包括的
レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業
短期課題解決型研究について

《公募説明会用資料》

令和 8 年 2 月

農林水産省

消費・安全局

食品安全政策課

食品安全科学室

- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項

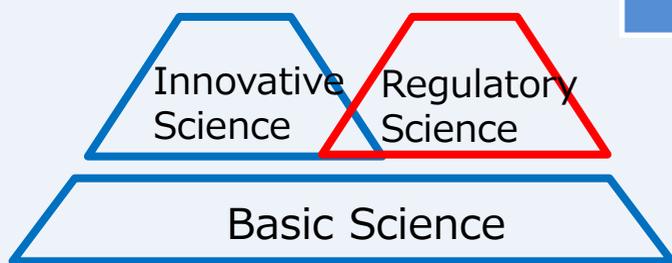
食品安全、動物衛生、植物防疫の分野は、行政施策・措置を**科学的根拠に基づき**講じる必要があります。（WTO/SPS協定に基づき、国際的な考え方や枠組みと整合する必要があります。）

⇒ **レギュラトリーサイエンスの推進**が不可欠

<レギュラトリーサイエンスとは>

行政科学などと訳されるが、科学的知見と規制措置との間の橋渡しに使われる科学や研究のことです。

- ① 行政施策・措置の検討・判断に利用できる**科学的知見を得るための研究** (Regulatory Research)
- ② 科学的知見に基づいて**施策を決定する行政** (Regulatory Affairs) の両方が含まれます。



- **農林水産省**が、食品安全、動物衛生、植物防疫等の行政施策・措置を実施していく上で必要な研究ニーズを明確化



- **研究機関**が、施策に必要とする試験研究を実施



- **農林水産省**が、研究成果を活用した行政施策・措置の策定・実施



安全な
農畜水産物の
安定供給



I. レギュラトリーサイエンスについて – (参考) レギュラトリーサイエンスに属する研究の主な成果 (例) –

食品中のアクリルアミドの低減

(行政課題)

- ✓ アクリルアミドが生成されにくくするための調理法を消費者へ情報提供することが重要かつ急務

(研究成果)

- ✓ 食品全体としての安全・品質を確保しつつ、消費者が家庭で取り組めるアクリルアミドが生成しにくい調理法を考案

(研究成果の行政施策への活用)

- ✓ 家庭でできるアクリルアミド低減対策をまとめた消費者向けリーフレットを作成・公表し、広く配布



「高温加熱により生成する有害化学物質を低減した調理法の評価・検証」
(平成25~26年度)
研究機関：農研機構、香川栄養学園、東京家政学院大学

麻痺性貝毒の分析法の高度化・スクリーニング法の開発

(行政課題)

- ✓ 国内で死亡事例もある麻痺性貝毒について、都道府県によるモニタリングや規制値を超過したものに対する出荷規制等を行っているが、従来用いていた試験法には感度・精度や操作性に課題

(研究成果)

- ✓ 従来法の1/2以下の価格で規制値より低いレベルを確実に判別する簡易分析キットを開発
- ✓ より高感度・高精度に麻痺性貝毒を測定できる機器分析法 (LC-MS/MS法・UHPLC 法) を開発



(研究成果の行政施策への活用)

- ✓ 簡易分析法は「二枚貝等の貝毒リスク管理に関するガイドライン」に掲載、機械分析法は都道府県がモニタリング等に活用

「麻痺性貝毒の機器分析法の高度化及びスクリーニング法の開発」
(平成29~令和元年度)
研究機関：水産研究・教育機構 等

いのしし用国産豚熱経口ワクチンの開発

(行政課題)

- ✓ 豚熱 (CSF) について、野生イノシシから飼養豚への感染を防止するため、海外から輸入した経口ワクチンを散布しているが、CSF発生地域拡大による需要の増大に対する安定供給に課題

(研究成果)

- ✓ 通常皮下注射等で使用する豚の生ワクチン用の株が経口摂取でも効果があることを確認
- ✓ 国内のいのししの嗜好性に優れたバイト剤等を開発
- ✓ 上記知見に基づいてワクチンを試作しワクチンの効果を確認



(研究成果の行政施策への活用)

- ✓ 今後、国産経口ワクチンが輸入経口ワクチンと併用される予定

「いのしし用国産CSF経口ワクチンの開発」(令和2~4年度)
研究機関：農研機構、共立製薬株式会社、県立広島大学

ToBRFVの多検体診断技術及び防除技術の開発

(行政課題)

- ✓ わが国未侵入のTomato brown rugose fruit virus (ToBRFV) について、侵入の阻止と、侵入した場合の被害の最小化に資する知見の収集及び技術開発が必要

(研究成果)

- ✓ 国内トマト主要品種での症状について知見を収集し、病徴写真集を作成
- ✓ 識別性の高いRT-PCR法 (リアルタイム、コンベンショナル) を確立



(研究成果の行政施策への活用)

- ✓ 成果を侵入調査マニュアルの内容に反映し、侵入の早期発見に活用するとともに、輸入検疫実施要領を改正し、輸出時のリアルタイムRT-PCR法による種子検定を輸出国への要求事項に追加

「Tomato brown rugose fruit virusの多検体診断技術及び防除技術の開発」
(令和2~4年度)
研究機関：農研機構

- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について**
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項

安全な農畜水産物安定供給のための包括的レギュラトリーサイエンス研究推進事業

【令和8年度予算概算決定額 510（602）百万円】

<対策のポイント>

食品安全、動物衛生、植物防疫等の問題発生の未然防止や発生後の被害拡大防止のため、**行政施策・措置の決定に必要な科学的知見を得るための研究（レギュラトリーサイエンスに属する研究）**を、内容に応じて柔軟に規模や期間などを選択して実施します。

<事業目標>

○ **安全な国産農畜水産物の国内外への安定供給**に資するため、**食品安全・動物衛生・植物防疫・水産防疫の行政施策・措置に反映可能な科学的知見**（有害化学物質等の低減技術、高感度分析法、難防除病害虫の防除技術、家畜用ワクチン、疫学データ等）を**取得** [令和11年度まで]

<事業の内容>

1. 課題解決型プロジェクト研究

シーズ研究から応用・開発まで、我が国の研究勢力を結集して総合的・体系的に推進すべき長期的視点が求められる大規模な研究を実施します。

（研究費・研究実施期間）

- 研究費：課題ごとに設定
- 研究期間：原則5年

2. 短期課題解決型研究

現存する技術シーズや知見を活用して、1～3年程度で成果が見込まれる比較的規模の小さい研究課題を短期的・機動的に実施します。

（研究費・研究実施期間）

- 研究費：3,000万円以内/年
- 研究期間：原則3年以内

※レギュラトリーサイエンス：科学的知見と、規制などの行政施策・措置との間を橋渡りする科学。

※PFAS：パーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物。約1万種以上あるとされている人工の有機フッ素化合物（PFOA、PFOS等も含む）の総称。

※PFOA：パーフルオロオクタン酸。水や油をはじく性質があり、調理器具のフッ素樹脂加工、紙の表面処理剤等に用いられてきた有機フッ素化合物。

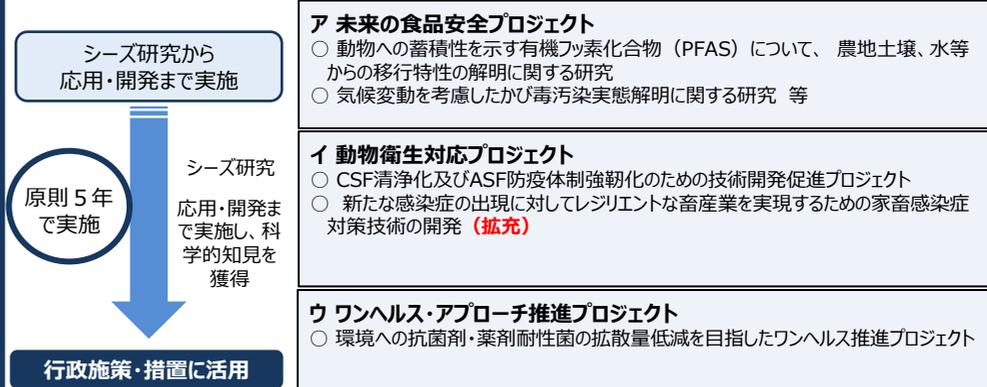
※PFOS：パーフルオロオクタンスルホン酸。水や油をはじく性質があり、撥水剤、表面処理剤、泡消化剤等に用いられてきた有機フッ素化合物。

※CSF：豚熱（CSF）ウイルスの感染によって、豚やイノシシに発熱、呼吸障害等を起こす伝染病。

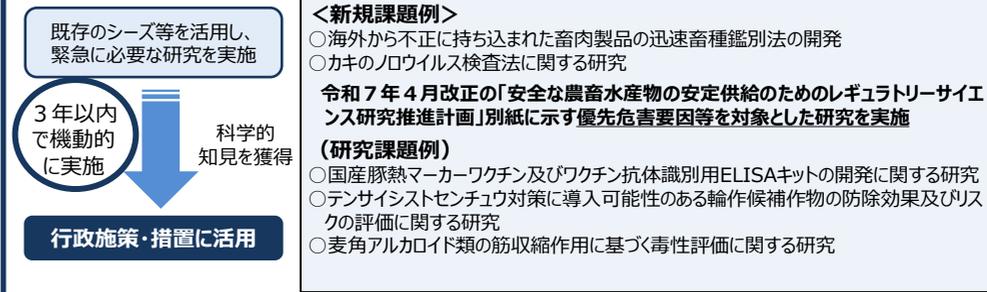
※ASF：アフリカ豚熱（ASF）ウイルスによって、豚やイノシシに発熱や全身の出血性病変を起こす致死率の高い感染症で、我が国の家畜伝染病のひとつ

<事業イメージ>

① 課題解決型プロジェクト研究



② 短期課題解決型研究



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農林水産技術会議事務局研究開発官室 (03-3502-0536)
消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室 (03-3502-5722)

短期課題解決型研究			
継続課題（5課題）			
新規課題（3課題）			
	輸入検査において草の種子の混入が確認された場合の措置に関する研究	新規	14頁
	農地周辺の土地利用や農業支援サービス事業者の関与等を考慮した広域型総合防除に関する研究	新規	15頁
	カキ養殖海域の清浄性把握に向けた海水中のノロウイルス指標微生物に関する研究	新規	16頁

- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について**
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項

Ⅲ. 応募要件、公募試験研究課題等について－ 事業のスキーム －

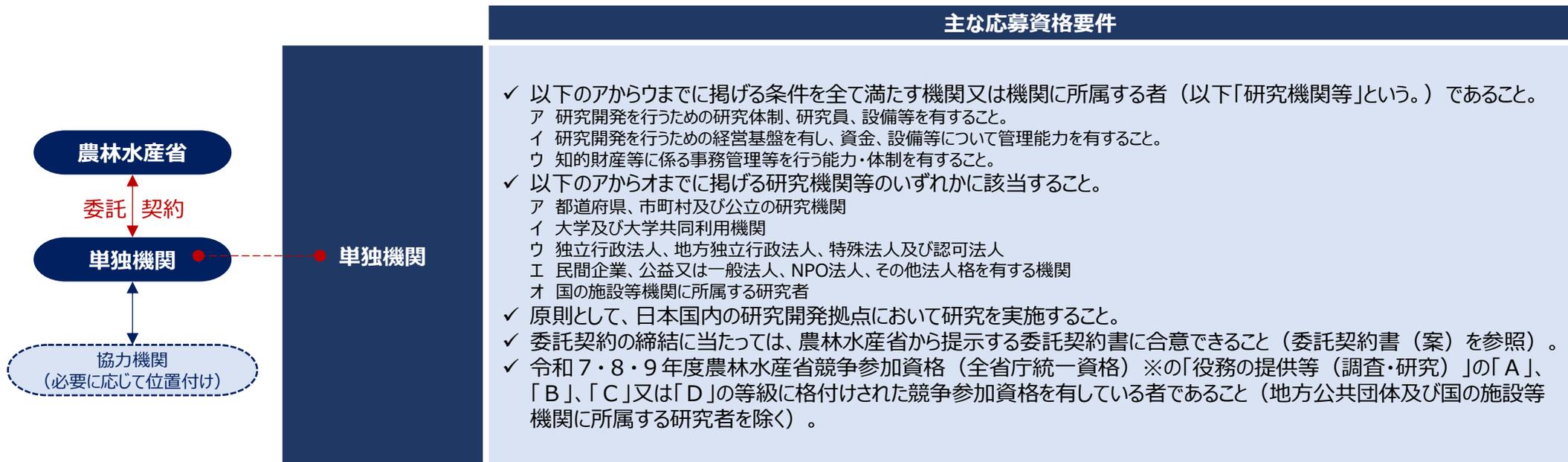
大まかな流れ	<ul style="list-style-type: none">① 食品安全、動物衛生、植物防疫等に関する行政施策・措置の決定に必要な科学的根拠を得るための試験研究課題を農林水産省が決定し、実施研究機関を募集。② 試験研究の実施にあたっては、単独又は研究グループ（コンソーシアム）を形成。③ 企画提案書を作成し、代表機関が応募。④ 国は審査委員会を開催し、委託予定先を決定。⑤ 契約締結後、試験研究を実施。進行管理、研究計画の設計、決定等を行うため、研究推進会議を開催。
事業実施主体	<ul style="list-style-type: none">✓ 民間企業、研究機関（国研、公設試、民間、大学等）、地方公共団体、国の施設等機関に所属する研究者等。✓ 単独の研究機関等で応募することも、研究グループ（コンソーシアム）を構成して応募することも可能。
研究実施期間	<ul style="list-style-type: none">✓ 試験研究課題ごとに設定（原則 3 年以内） ※研究の進捗状況の点検により、研究の目標達成が困難である等の判断がなされた際は、研究計画を中止する場合があります。
企画提案書に定める事項（例）	<ul style="list-style-type: none">① 研究の内容、達成目標② 研究の年次計画、細部計画③ 研究実施体制図④ 研究予算、経費積算見積り⑤ データマネジメントプラン 等
対象経費	<ul style="list-style-type: none">✓ 研究の遂行、研究成果をとりまとめるに当たって必要な経費（委託費、定額）。※詳細はP27を参照
試験研究課題の評価	<ul style="list-style-type: none">✓ 事後評価を実施。✓ 事後評価は、終了した研究課題を対象に、目標の達成状況等を評価。

※ 試験研究課題の内容や研究成果の活用、経費限度額等についての詳細は、応募要領別紙 2 - 1 を御確認ください。また、応募に当たっては、課題に記載されている内容を網羅した提案をして下さい。

Ⅲ. 応募要件、公募試験研究課題等について－ 単独の研究機関等で応募する場合の応募要件 －

単独の研究機関等で応募する場合の要件

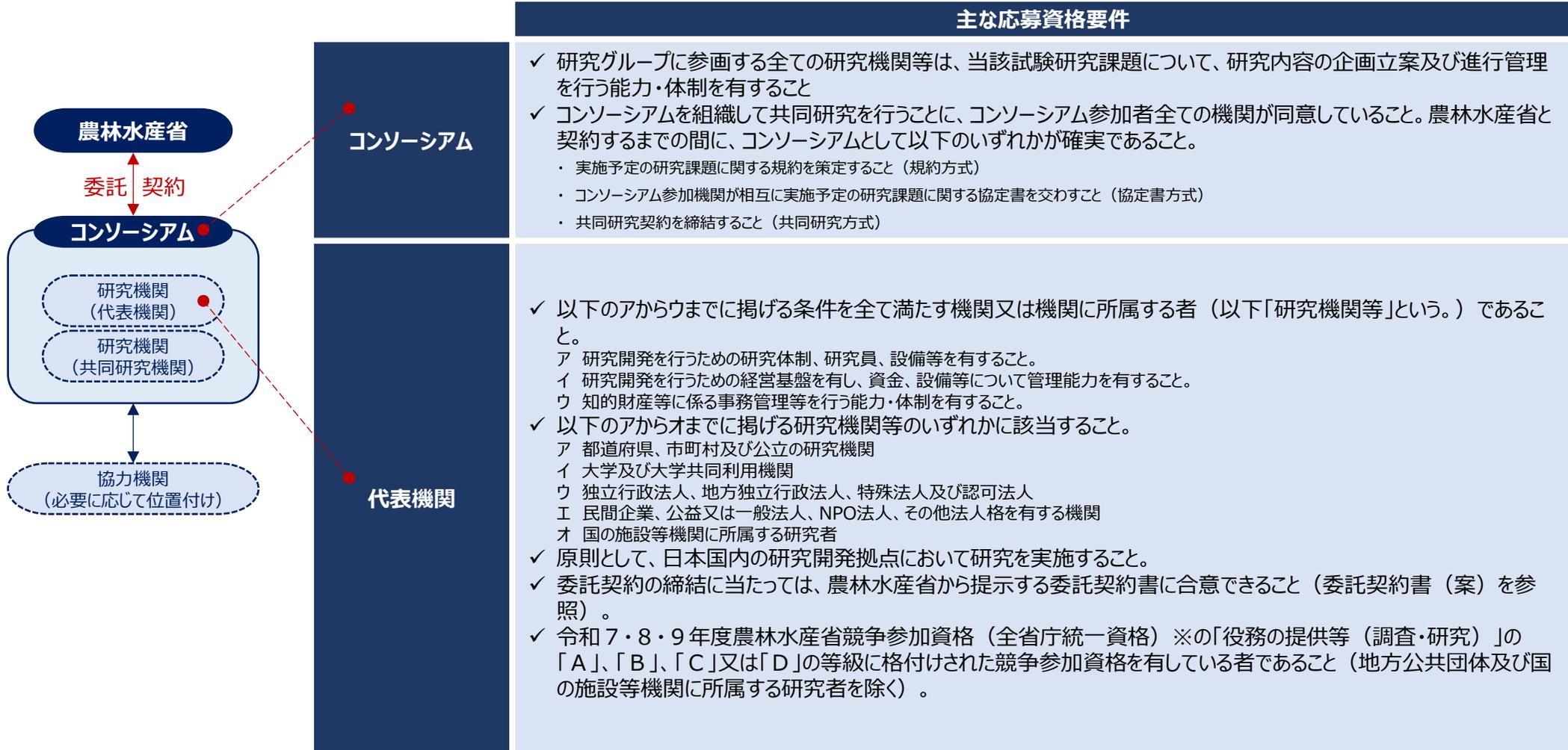
- ✓ 受託者は、公募課題の一部又は全部を他の研究機関等に再委託することは不可（単独での研究が困難な場合はコンソーシアム方式により提案）



Ⅲ. 応募要件、公募試験研究課題等について－ コンソーシアムで応募する場合の応募要件 －

コンソーシアムで応募する場合の要件

- ✓ 受託者（コンソーシアムを構成する全機関）は、公募課題の一部又は全部を他の研究機関等に再委託することは不可。
- ✓ 採択後、契約締結までの間に、コンソーシアムの構成員に重大な変更等があった場合には、採択を取り消し、改めて委託先の選定を行うことがある。



Ⅲ. 応募要件、公募試験研究課題等について－ 応募スケジュール・応募方法－

応募スケジュール	
	農林水産省
2月	<ul style="list-style-type: none"> 2/13 応募受付開始 2/24 公募説明会
	<ul style="list-style-type: none"> 3/31 応募受付終了 (17:00厳守)
3月	<ul style="list-style-type: none"> 4月中目途 書面審査 審査委員会 ヒアリング 委託予定先選定
4月	<ul style="list-style-type: none"> 審査委員会から付された留意事項への対応 (要する場合) コンソーシアムの設立 実施計画書の作成・提出 管理口座の開設 随意契約登録者名簿登録申請書の提出 研究倫理教育の実施に関する誓約書の提出
5月	<ul style="list-style-type: none"> 契約条件の確認を終え次第 委託契約の締結 <p>※ レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業は、令和8年度政府予算案に基づくものであるため、予算成立が前提となります。今後、予算成立までの過程で内容等に変更等があり得ることをあらかじめ御承知おさください。</p>

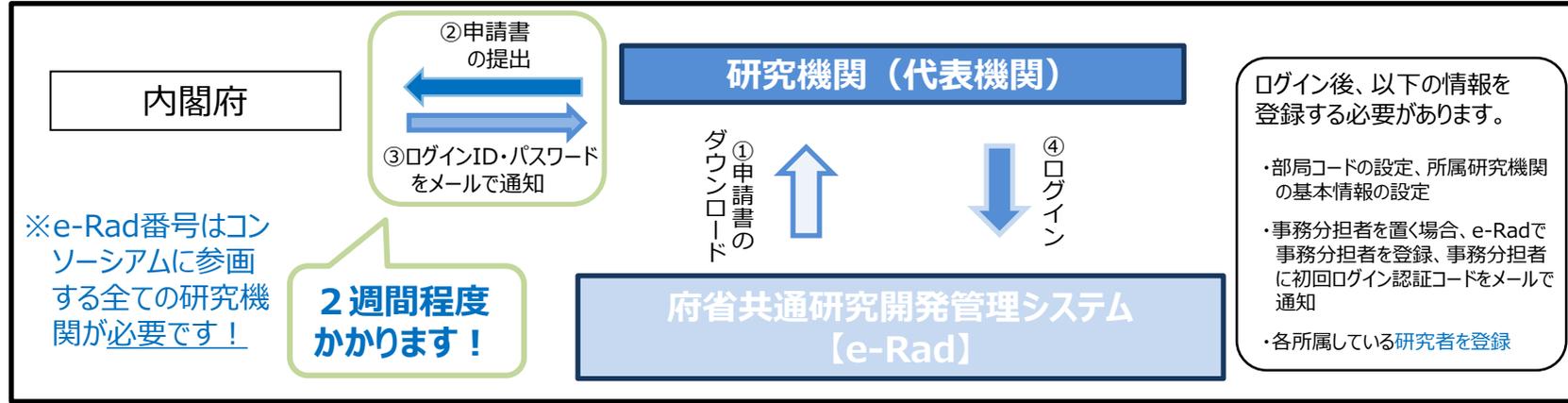
✓ 応募スケジュールは、下表のとおり。

応募方法	
✓	提案書は日本語で作成。
✓	応募は「府省共通研究開発管理システム（e-Rad）」で受付。 <u>郵送や直接の持ち込み、メール等では一切受け付け不可。</u>
✓	e-Radの使用に当たっては、事前に「研究機関等」と「研究者情報」の登録が必要。
✓	事前登録には、通常でも1～2週間程度（混雑具合によってはそれ以上）を要する必要があるため、十分な時間的余裕をもって行うこと。
✓	応募の際には、e-Rad上で所属研究機関の事務代表者による応募情報の承認を受ける必要。応募受付期間内に承認されない場合は、応募情報が農林水産省に提出されないため注意。

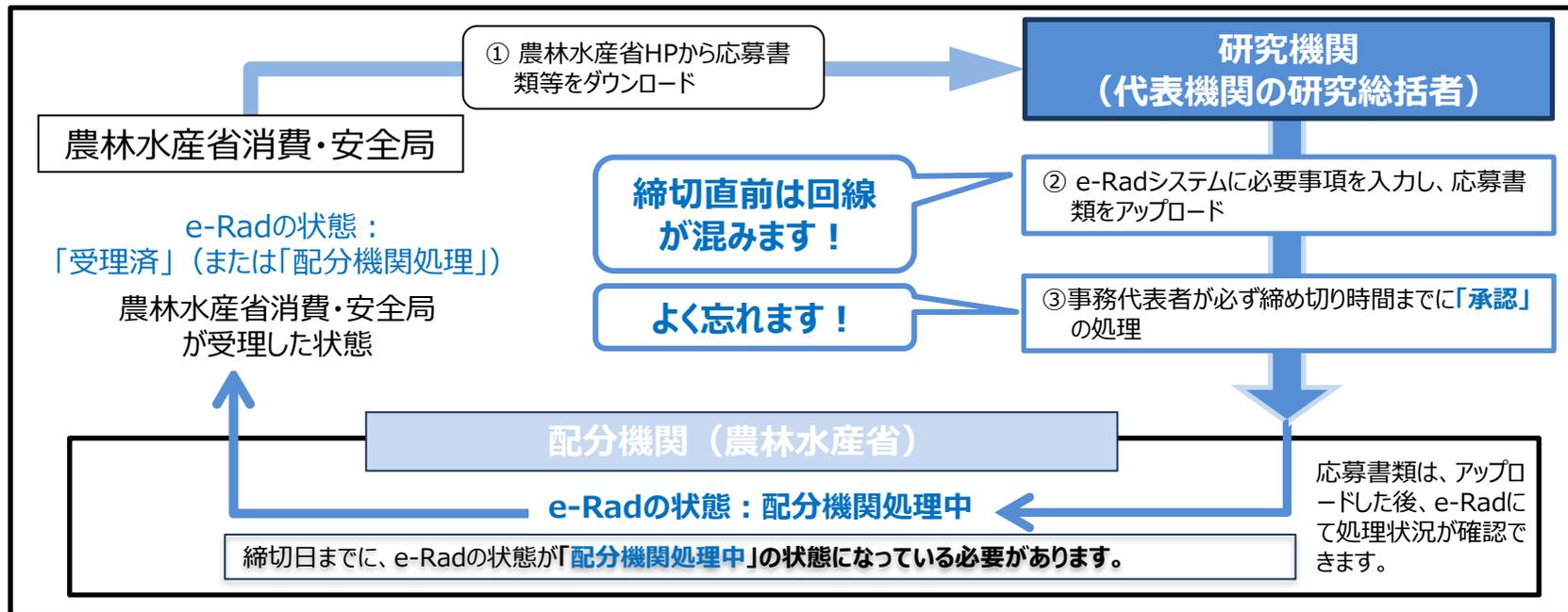
e-Radの操作方法に関する問い合わせ先：
 e-Radヘルプデスク
 TEL：0570-057-060（ナビダイヤル）
 03-6631-0622（直通）
 受付時間 9:00～18:00
 ※土曜日、日曜日、国民の祝日を除く。

e-Radによる応募の流れ

○ 研究機関の登録申請手続き（応募までの事前準備）



○ 企画提案書の応募手続き



① 輸入検査において草の種子の混入が確認された場合の措置に関する研究【新規】

- 令和4年の植物防疫法の改正により、有害動植物に草が追加され、**草に対する輸入検疫措置を講じることが可能**となった。
- 令和5年度から令和7年度のレギュラトリーサイエンス研究推進委託（RS）事業「輸入検査における雑草種子に対する検疫措置に関する研究」においては、**輸入栽培用種子について、草の混入実態調査や混入した草の消毒等、検疫措置の開発に係る研究を実施**。
- その他の経路として考えられる**乾燥牧草、飼料用穀類及び食用穀類について、草の混入実態調査や消毒技術の検証を行うとともに、国内農地で問題となっている草の侵入経路に関する調査を実施する必要**。

現状と課題

- R5年度～R7年度のRS事業においては、輸入栽培用種子について研究を行ってきたところであるが、草を輸入検疫の対象とするためには、その他の侵入経路についても草の混入実態の解明等の研究を行う必要。
- 特に、海外から大量に輸入されている乾燥牧草、飼料用穀類及び食用穀類を介して、草が侵入するリスクが考えられるが、**実行可能な輸入検疫措置に関する知見が十分でない**。
- このため、**乾燥牧草、飼料用穀類及び食用穀類に混入する草に対する実効可能な輸入検疫措置の確立**に向け、混入実態調査等の調査が必要。

必要な研究内容

<草の輸入検疫措置に関する調査研究>

1. 輸入乾燥牧草、輸入飼料用・食用穀類における草の混入実態調査
2. 消毒技術の検証
3. 農地以外を含む草のまん延実態に関する調査

本課題では、以下について実施。

- ① 輸入乾燥牧草、輸入穀類に混入する草について、種類・混入率等の調査、同定方法に関する資料の作成、農業被害等に係る文献情報の収集・整理等
- ② 国内外で乾燥牧草、穀類に適用されている既存の消毒基準等について、あらゆる草種子の失活への有効性の検証
- ③ 国内農地で問題となっている草について、侵入から農地へのまん延に至る経路等の推察や、園芸用植物等のエスケープの対策事例の調査

研究成果の活用

- 乾燥牧草、穀類に混入する草の実態調査の結果及び消毒技術の検証結果を踏まえ、効果的かつ実行可能性のある輸入検疫措置を検討
- 輸入港から農地に至るまでの草の侵入経路を解明

- **研究で得られた科学的データ等を基に、農業生産への被害が大きい草を検疫有害植物に規定し、輸入検疫の対象として国内への侵入防止を図る。**

② 農地周辺の土地利用や農業支援サービス事業者の関与等を考慮した広域型総合防除に関する研究【新規】

- 農業者の減少や高齢化等に起因して、遊休農地や放置園又は農地以外の場所が発生源となる病害虫について、防除対策の検討の必要性が増している。
- 特に食料安全保障上最も重要な水稲においては、農地周辺の雑草地や常緑針葉樹林を発生・繁殖源とする斑点米カメムシ類について、近年多発していることから、農地周辺の環境の違いによるリスクの分析、リスクに応じたリスク管理措置（防除対策）の検討が急務となっている。
- また、地域一体となった総合防除の実践体制の構築に向け、ニーズの拡大が想定される農業支援サービス事業者の関わりについて、基本的な考え方や留意点等を整理する必要がある。

現状と課題

- 農業生産の増大及び農業の持続的な発展の実現に資するよう、「総合防除実践ガイドライン」に基づき、予防・予察に重点を置いた総合防除を一層推進し、現場への浸透を図る必要がある。また、この実効性を高めるよう、地域一体となった総合防除の実践体制のあり方について検討する必要がある。
- 農地外の雑草地等が発生源となる斑点米カメムシ類については、令和7年度は35道府県から延べ46件の注意報（過去10年で最多）が発表され、今後の更なる発生量増加や被害拡大が懸念されている。
- 広域型総合防除体制の構築における農業支援サービス事業者の関わりや、作業・判断サポートのあり方について、基本的な考え方が留意点が整理されていない。
- 「地方創生に関する総合戦略」（令和7年12月23日閣議決定）においても、地域一体となった防除の実現は、地域における高付加価値型産業創出に貢献するものと位置付けられている。

必要な研究内容

<水稲及び果樹における広域型総合防除のモデルの確立>

1. 農地周辺環境の違いによる斑点米カメムシ類のリスク分析及びリスクに応じた管理措置の検討
2. 広域型総合防除体制への農業支援サービス事業者の関わり方に関する基本的な考え方の整理

本課題では、以下について実施。

- 1 ① 飛翔可能距離の検証、屋外での移動距離の推定及びGIS（地理情報システム）も活用した飛翔モデルの検討による、雑草地等から農地への斑点米カメムシ類の飛来リスクの解明。
- ② 広域雑草管理による防除の有効性検証、農地周辺の土地利用による斑点米等の発生リスクの評価。
- 2 水稲及び果樹を対象として、広域型総合防除体制を構築するための農業支援サービス事業者の関わり方（行政や農業者団体との連携、農業散布請負以外のサービス提供のあり方等）について、モデル検証の実施及び基本的な考え方の整理。

研究成果の活用

- 農地周辺環境の違いによる斑点米カメムシ類の水稲加害リスクに応じた管理措置について、国の「総合防除基本指針」や都道府県の「総合防除計画」等への反映を図る。
- 広域型総合防除体制の構築に及び強化につながる基本的考えを取りまとめる。

- 「総合防除実践ガイドライン」を見直し、広域連携や地域一体での課題解決に向けた総合防除の実践体制の整備を推進する。



- これにより、農業支援サービス事業者の育成及び活用の推進や、病害虫・雑草防除の視点からの地域計画の改善等を図る。

③ カキ養殖海域の清浄性把握に向けた海水中のノロウイルス指標微生物に関する研究【新規】

- 国内におけるノロウイルス食中毒は、食中毒患者数の約6割を占め、病因物質別で最多。カキは海水中のノロウイルスを体内に蓄積するため、食中毒原因となりやすい。
- 効果的なカキのノロウイルス汚染対策の実施には養殖海域の衛生状況を正確に把握する必要があるが、**海域のウイルス汚染を直接評価する方法は確立されていない。**
- 諸外国でカキ中ノロウイルスの定量的管理が検討されており、産業への経済的影響を避ける観点からも、**代替指標を用いた養殖海域のモニタリング手法の開発が必要。**

現状と課題

- カキは摂餌の際に海水中のノロウイルスを体内に取り込み、蓄積させる。
- カキのノロウイルス汚染低減には、清浄な海域での養殖が重要だが、海域のノロウイルス汚染を直接的に判断する方法はない。
- 大腸菌群などの細菌指標を用いた海域の衛生管理がなされているが、ノロウイルスとの相関は弱く、ウイルスに係るリスク管理の観点からは不十分。
- カキのノロウイルスリスク管理高度化のため、代替指標を用いた海域モニタリング方法を開発する必要がある。
- EUにおいては、カキのノロウイルスの定量的管理の検討を開始しており、今後、輸出に際して、徹底したウイルス汚染対策の要求や着地検査の厳格化への対応も必要とされる。

必要な研究内容

＜カキ養殖海域の代替汚染指標を用いたノロウイルスモニタリング手法開発＞

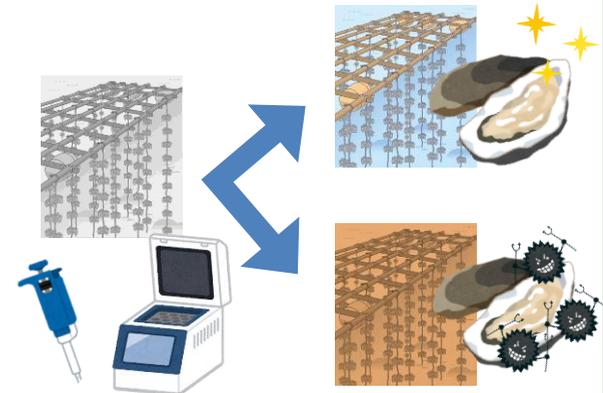
1. 環境要因によるノロウイルス指標微生物への影響
2. カキ中のノロウイルス及び指標微生物の動態

本課題では、以下について実施。

- ① 環境要因（水深、水温、陸地からの距離、採材時期等）による海水中の指標微生物（トウガラシ微斑ウイルス、糞便系大腸菌等）の変動を明らかにするとともに腸炎ビブリオ等の他のハザードによるリスク増大のおそれがないかについても併せて検証。
- ② ノロウイルス及び指標微生物について、カキへの蓄積や排出の相関を研究。また、環境要因がカキへの蓄積等に与える影響を検証。

研究成果の活用

- カキ養殖現場における、指標微生物を用いた海域モニタリング及びその結果を踏まえた海域区分管理の導入を検討。
- 上記の現場導入により、生食用カキのノロウイルス汚染低減を図る。
- また、研究で得られた知見は広く公開し、水産試験場等による活用寄予。



- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について**
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項

IV. 委託予定先の選定方法と審査基準

- ✓ 外部専門家（大学・企業などの研究者等）等で組織する審査委員会において、審査基準に基づいて委託予定先を選定。
- ✓ 審査に当たっては、原則としてヒアリング（プレゼンテーション）を実施。
- ✓ 審査基準に基づき採点を行い、基本的に研究課題ごとに最も優良な提案を採択候補とする。
- ✓ 委託予定先に対し、必要に応じて、研究実施に当たっての留意事項（企画提案書の一部の内容の変更等）を付す場合がある。
- ✓ 留意事項の全部又は一部が実行できないと農林水産省が判断したときは、委託予定先としないことがある。

		審査基準	配点
基礎的基準 (99点満点)	趣旨理解	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容が公募課題の趣旨（背景、研究の必要性等）に沿ったものとなっているか 	各審査項目について、4段階で審査
	提案内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案された研究の工程（小課題・実行課題の設定、年次計画等）が公募課題の研究内容に照らし十分な内容となっているか 	A：13点 B：10点 C：6点 D：0点
		<ul style="list-style-type: none"> ● 提案された研究の工程に実現可能性があるか 	
	成果利用	<ul style="list-style-type: none"> ● 提案された研究の工程が公募課題の研究成果の行政施策・措置への活用に向けて妥当な内容となっているか 	各審査項目について、4段階で審査 A：8点 B：6点 C：4点 D：0点
		<ul style="list-style-type: none"> ● 行政施策・措置の検討、決定に活用可能な成果が期待されるか ● 合理性（費用、時間、運用面等）の観点から、研究成果が行政施策・措置に活用されることが期待されるか 	
	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ● 成果を得るために十分な技術能力を有する人員が確保されているか 	各審査項目について、4段階で審査 A：4点 B：3点 C：4点 D：0点
		<ul style="list-style-type: none"> ● 各小課題・実行課題に配置される研究担当者の人数やエフォートは、成果を得るために十分なものとなっているか ● データマネジメントを適切に行うなど、研究の遂行に当たり十分な管理体制となっているか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 成果を得るために必要な機器、施設が整備されているか 	各審査項目について、4段階で審査 A：7点 B：5点 C：3点 D：0点
		<ul style="list-style-type: none"> ● 提案内容の予算配分が効率的なものとなっているか 	
		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約を履行する一環として収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する履行体制を有しているか。 ● 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制を有しているか。 ● 契約締結後に、農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制を有しているか。 ● 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい者であるか。 ● 契約の履行に必要な若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、業績等を有しているか。 ● 他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあるか。 	
法律に基づく認定制度の活用状況	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境負荷低減事業活動実施計画等の認定を受けているか 	5点	
スタートアップの推進	<ul style="list-style-type: none"> ● コンソーシアムに、日本に登録されている中小企業者が含まれているか 	5点	
ワーク・ライフ・バランス等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として、法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の推進等に関する法律）に基づく認定を受けているか 	1～5点	

- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて**
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項

V. 研究成果とデータの取扱いについて－ 知的財産マネジメント、権利化等方針 －

- ✓ 本事業における知的財産は、農林水産研究における知的財産に関する方針に基づき、適切な知的財産マネジメントを行う必要。▶



方針掲載ページ

研究開始時

知財合意書（※受託者が単独機関である場合は省略可）

本事業では、**研究1年目**に本事業における知的財産に関する基本的な合意事項を検討し、コンソーシアムの構成員間における合意文書を作成し、**農林水産省へ提出**。

権利化等方針

本事業では、研究成果の権利化、秘匿化、論文公表等による公知化、標準化といった取扱や実施許諾等に係る方針を作成し、**農林水産省へ提出**。

データマネジメントプラン（提案書様式5）

本事業では、データマネジメントに係る基本方針（応募要領別紙2-2）を踏まえて、研究開発データの取扱いに係る方針を作成し、**応募時に農林水産省へ提出**。

研究期間中

知財マネジメントの実施

知財合意書に基づき、研究成果の権利化等に関する調整など、知財マネジメントに取り組む。権利化等方針を基本としつつ、知財マネジメントの知見を有する者の助言を踏まえながら、知財の取扱いの検討を行う。

農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインへの準拠

研究の過程で農業者等からデータの提供を受ける場合、データの取扱いについて農業者等と合意形成し、農林水産省へ報告する。

研究終了後

コンソーシアムの参画機関は、委託研究が終了し、コンソーシアムが解散した後も、秘密保持や研究成果の取扱いに関する一部の条項、知財合意書の規定のうち研究成果の技術移転のために必要な権利・義務については引き続き遵守する。

【運用】

1. 審査の際にはデータマネジメントプランを含め提案内容を審査
2. 審査委員会の指摘も踏まえて、応募者は研究開発データの取扱いについてプロジェクト参加者の合意をはかった上で、契約締結時までデータマネジメントプランを作成・提出
3. 研究期間中、受託者は毎年度、研究実績報告書と併せてデータマネジメントプランの実績を農林水産省に報告

V. 研究成果とデータの取扱いについて－ データマネジメントプランの留意事項 －

必須記入項目							
データ No.	データ 名称	データ の説明	管理者	分類	公開 レベル	秘匿理由	その他
1	〇〇実証においてセンサより撮像した画像データ及び関連データ	小課題〇の〇〇実証において〇〇センサより撮像したデータであり、圃場の画像データ	国立研究開発法人〇〇研究所	委託者指定データ	レベル4 (広範な提供・利活用予定)	秘匿しない	
2	〇〇のシミュレーションデータ	小課題〇で開発する〇〇を予想するためシミュレーションによって得られた〇〇データ	同上	自主管理データ	レベル3 (PJ参加者以外の第三者にも提供・利活用予定)	事業化に向けて市場の競争力を確保するため	
...							

汎用性が高い、公開により技術の信頼性を高める、標準化に資する等の有益性が、プロジェクト(PJ)終了後にデータが更新されない場合でも維持できるかという点に留意する。

第三者の利活用を可能とすることは、形式の加工やデータを保存・提供する方策を確保する負担を伴う。公開による有益性が当該負担を上回るかを検討する。

競争性の高いデータ、PJ参加者が当該PJとは関係なく取得又は収集したデータ、外部から収集するデータは、広範な利活用に適していないか、又は一般に利用制限がかけられていることが多く、秘匿の理由となりやすい。

公開レベル3又は4を選択した場合、必須

秘匿期間	取得者	取得方法	研究データの想定利活用用途	研究データの利活用・提供方針	円滑な提供に向けた取組	リポジットリ	想定データ量	加工方針	その他
秘匿期間なし	国立研究開発法人〇〇研究所	プロジェクトにおいてセンサを用いて自ら取得		期間中： 〇〇に保存 終了後： 〇〇に保存	
PJ終了後1年間未満	同上	シミュレーションソフトを用いて自ら取得		期間中： 〇〇に保存 終了後： 〇〇に保存	
...									

PJ参加者のインセンティブを確保したい場合や、PJ参加者が当該データに関連した発明について特許出願や論文公表を行いたい場合等に、合理的な期間の秘匿期間を設定する。

第三者が当該データの性質を認識するためのメタデータの付与や構造化、当該データの解析処理をしやすくするためのフォーマット変換等。なお、個人情報を含む場合は、同意を得るか匿名処理を行う。

V. 研究成果とデータの取扱いについて－ 農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン －

- ✓ 農林水産省では、農業者等が保有するデータの利活用を促進するにあたり、知的財産である農業ノウハウを適切に保護し、農業者等が安心してデータを提供できるよう、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン～農業分野のデータ利活用促進とノウハウ保護のために～」(令和2年3月農林水産省、以下「農業AI・データ契約ガイドライン」という。)を策定。
- ✓ 研究の過程で農業者等※からデータの提供を受ける場合、以下のいずれかの手順を経る必要。
 - ① 農林水産省が準備したデータ提供契約書ひな形 (<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/houshin.html> : 令和8年4月以降掲載予定) を利用する場合、当該ひな形を利用した結果の最終合意内容を農林水産省へ報告(チェックリストの作成は不要)。
 - ② 自社ひな形等を利用する場合は、AI・データ契約ガイドライン準拠チェックリストを作成の上、農林水産省へ報告。

※ 農業者等とは、農業・林業・水産業を営む個人に限られず、これらの事業を営む法人その他団体も含む。ただし、コンソーシアム構成員は除く。

○チェックリストのイメージ

(<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/attach/pdf/keiyaku-27.pdf>を参照。)

カテゴリ	合意内容として確認する項目等	合意の有無 (○をつける)	合意の根拠 (条項、項目等)	合意していない場合の代替措置又は代替措置を講じていない理由	チェックの観点 (詳細はガイドライン参照。)
目的	提供/当初/派生データ等の利用目的	○			本来の目的のためのデータ利活用を促進する。ノウハウの産地外流出につながるデータ等があれば「○○地域の農業の発展と生産性向上」などの設定をし、その地域を確認する。目的があいまいだと、不測のトラブルが生じることがある(例: 提供データ等の目的外利用)。
各種定義	データ名、項目名、加工、派生データ、個人情報等	○		左の合意の有無に○がつかない場合、その代替措置や代替措置を講じない理由を記載してください。	使用する用語を明確にすることで、解釈による不一致が生じないようにする。 項目の観点を説明しています。

データ提供者にも説明の上、全ての項目をチェックしてください。

V. 研究成果とデータの取扱いについて－ 知的財産権の帰属、その他研究成果の取扱

知的財産権の帰属

✓ 本事業では、研究成果に係る知的財産権が得られた場合、**日本版バイ・ドール制度等に基づき、受託者が以下①～⑤の事項の遵守を約すること（確認書の提出）を条件に、農林水産省は受託者から知的財産権を譲り受けけないこととする**予定。

遵守する事項

- ① 研究成果に係る発明等を行った場合には、出願等を行う前に農林水産省に報告すること
- ② 農林水産省が公共の利益のために当該知的財産権を必要とする場合に、農林水産省に対して無償で実施許諾すること
- ③ 当該知的財産権を相当期間活用していない場合に、農林水産省の要請に基づき、第三者に当該知的財産権を実施許諾すること
- ④ 当該知的財産権の第三者への移転又は専用実施権等の設定等を行う場合は、一部の例外を除き、あらかじめ農林水産省の承認を受けること
- ⑤ 当該知的財産権について自ら又は許諾先が国外で実施する場合には、あらかじめ農林水産省の承認を受けること

知的財産権とは

特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、品種登録を受ける地位、著作権、外国におけるこれらの権利に相当する権利、ノウハウを使用する権利

日本版バイドール制度について ▶



その他研究成果の取扱

✓ 左記事項のほか、以下のように研究成果に係る知的財産権について、**出願、登録、実施、実施許諾、放棄等を行った場合や研究成果を公表する場合には、契約期間中か否かに関わらず、定められた期間内に農林水産省への報告・承認手続が必要**。

登録等がされた際の報告

出願について設定の登録等を受けた場合、出願の取り下げを行った場合、拒絶された場合等は、定められた期間内に農林水産省へ報告が必要。

特許出願非公開制度についての報告

出願について経済安全保障推進法に基づく特許非公開手続の対象となった場合は、所定の事項を遅滞なく農林水産省に報告が必要。

知的財産権に関する実施状況報告

国内で知的財産権の実施をした場合や第三者に知的財産権の実施許諾（再実施許諾も含む）を行った場合は、遅滞なく、農林水産省へ報告が必要。

研究成果の公表の際の事前報告

論文、パンフレット、メディア（新聞、テレビ等）において、研究課題に係る活動又は成果を公表する場合、**事前にその概要を農林水産省に報告が必要**。

知的財産権の放棄

知的財産権の放棄を行う場合は、**事前に農林水産省へ報告が必要**。

など

報告手続

承認手続

外国籍の者に実施許諾する際の承認手続

外国籍を有する者に知的財産権の実施許諾をする場合は、事前に農林水産省の承認を受けることが必要。

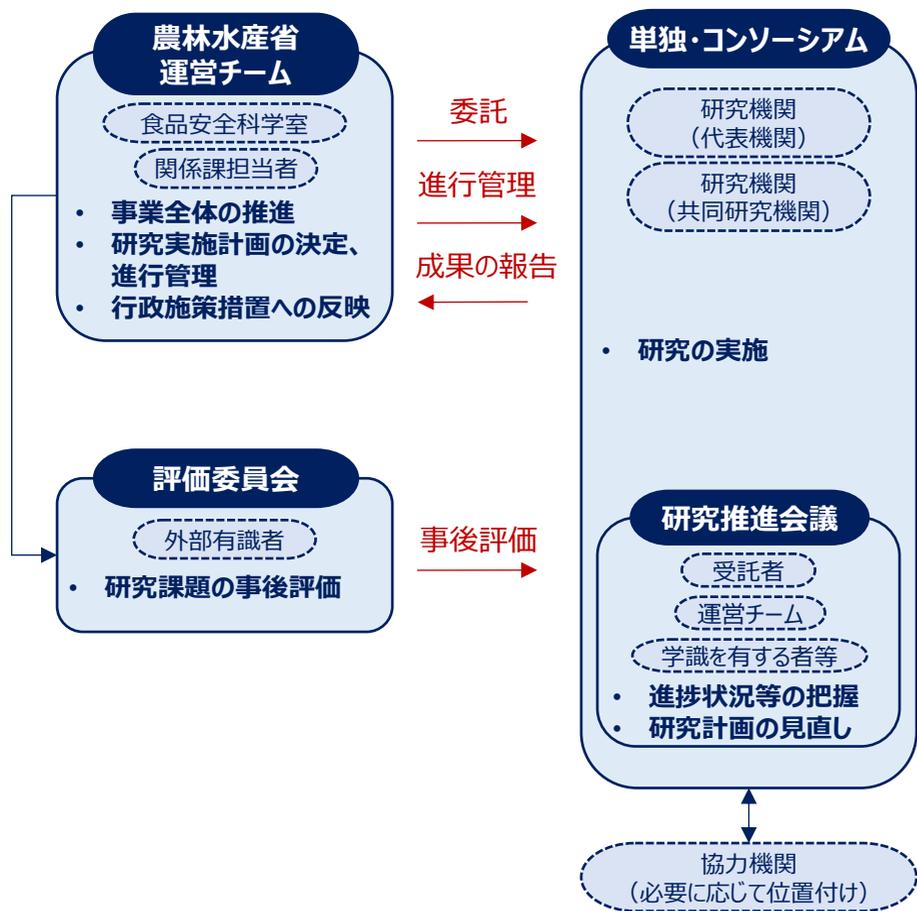
- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について**
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項

VI. 研究課題の実施について－ 研究課題の進行管理・評価及び委託研究の流れ －

研究課題の進行管理・評価

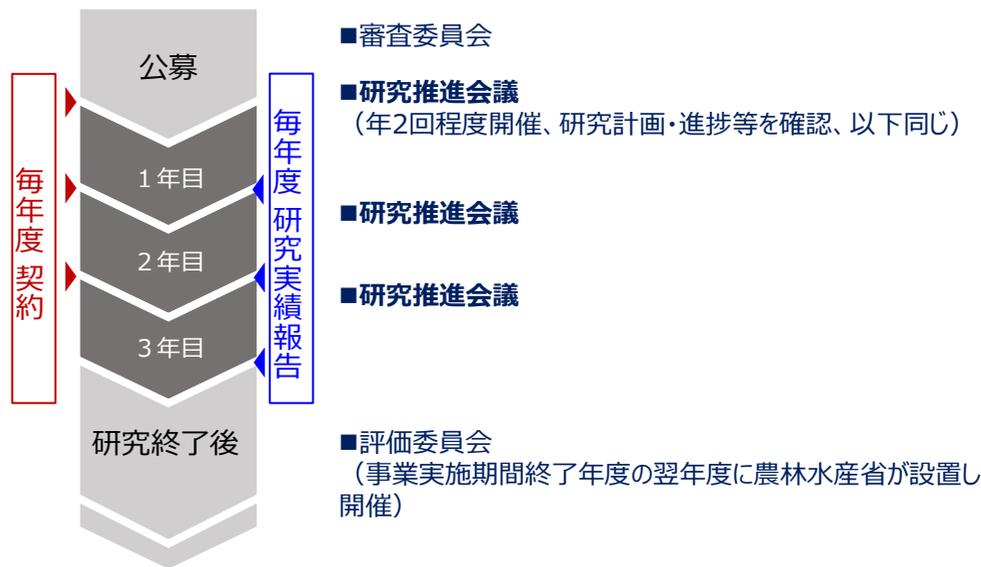
- ✓ 研究開発は、農林水産省から委託された単独機関又はコンソーシアムが実施
- ✓ 各研究課題の進行管理は、農林水産省が設置する運営チーム※が行う
- ✓ 研究計画の必要な見直し等を目的として、受託者は研究推進会議を設置する
- ✓ 各研究課題の評価（事後評価）は、農林水産省が設置した評価委員会が行う

※食品安全科学室及び関係課の担当職員のほか、チーム長が必要と認める者によって構成



委託研究の流れ

- ✓ 公募実施後、審査委員会による審査で委託予定先を選定
- ✓ 契約条件の確認を終え次第、契約を締結（契約は毎年度実施）
- ✓ 毎年度、研究推進会議により、研究計画や進捗等を確認
- ✓ 研究実施期間終了年度の翌年度に評価委員会を開催し、行政施策・措置に活用できる成果が得られたか評価



※研究実施期間は課題ごとに異なる

- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について**
- VIII. その他の注意事項

Ⅶ. 契約関係について－ 委託対象経費 －

- ✓ **直接経費**：研究の遂行及び研究成果の取りまとめに直接必要とする経費。
経理的に明確に区分できるものに限る（特に、消耗品費、光熱水料、燃料費等を計上する場合は注意）。
- ✓ **間接経費**：研究費を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するための経費。

細目		主なポイント	
直接経費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発に直接従事する研究開発責任者や研究開発を行うために臨時に雇用する研究員等に係る給与、各研究機関が認めた若手研究者の自発的な研究活動等に係る給与※1等。 ● 国または地方公共団体の交付金等で職員の人件費を負担している法人（地方自治体を含む。）については、原則として職員分人件費の計上はできない。 ただし、研究開発責任者の人件費は体制の整備状況、計画時点での審査等で承認を受けている場合に限り計上可※2。 ● 本事業を含む複数の外部資金から研究員、研究補助員等に人件費等を支払う場合は、本事業の研究課題に直接従事する時間数により算出する。 このため、エフォート（研究専従率：年間の全仕事時間を100%とした場合、そのうち当該研究の実施にかかる時間の配分率）を作業日誌等により十分管理する必要。 	
	謝金		
	旅費		● 国内旅費
			● 外国旅費
			● 委員等旅費
	試験研究費		● 機械・備品費
			● 消耗品費
			● 印刷製本費
			● 借料及び損料
			● 光熱水料
			● 燃料費
			● 会議費
			● 賃金
			● 雑役務費
● 研究以外の業務の代行にかかる経費（バイアウト経費） ※3			
● リサーチアシスタント経費 ※4 等			
その他必要に応じて計上可能な経費	● 直接経費のうち非課税取引、不課税取引及び免税取引に係る経費の10%		
消費税相当額			
間接経費	<ul style="list-style-type: none"> ● 機関の長の責任の下で、使用に関する方針等を作成し、それに則り計画的かつ適正に執行するとともに、用途の透明性を確保する。 ● 直接経費として充当すべきものは対象外。 		

※1,2,3,4：次頁の「研究環境の改善に向けた取組」参照

Ⅶ. 契約関係について－ 研究環境の改善に向けた取組 －

- ✓ 競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せに基づき、研究環境の改善に向けた取組を行っている。

前頁※1

プロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

詳細は応募要領別添 3 参照

- 本事業において雇用する若手研究者について、所属研究機関からの承認が得られた場合には、本事業から人件費を支出しつつ、本事業に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力向上に資する活動に充当することが可能。

競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針（R2.2.12付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

前頁※2

研究開発責任者（PI）の人件費の支出

詳細は応募要領別添 5 参照

- 研究活動に従事するエフォートに応じ、一定の条件を満たした所属研究機関に所属するPI本人の希望により、直接経費から人件費を支出することが可能。

競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について（R2.10.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

前頁※3

研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出

詳細は応募要領別添 4 参照

- 研究プロジェクトに専念できる時間を拡充するために、PI本人の希望により、所属研究機関が構築するバイアウト制度に関する仕組みに則り、その者が所属研究機関においてになっている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することが可能。

競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について（R2.10.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

前頁※4

リサーチアシスタント（RA）経費等の適正な支出の促進

詳細は応募要領別添 6 参照

- 本事業においては、RAとして研究補助に従事する博士課程学生については、直接経費から人件費等を支出することが可能。RAを雇用する研究機関において、RAの業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払う。

競争的研究費におけるRA経費等の適正な支出の促進について（R3.3.26付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）



申合せ掲載ページ

- I. レギュラトリーサイエンスについて
- II. 事業概要について
- III. 応募要件、公募試験研究課題等について
- IV. 委託予定先の選定方法と審査基準について
- V. 研究成果とデータの取扱いについて
- VI. 研究課題の実施について
- VII. 契約関係について
- VIII. その他の注意事項**

Ⅷ. その他の注意事項 – 不合理な重複・過度の集中、不正行為、不正使用 –

- ✓ 競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せに基づき、研究環境の改善に向けた取組を行っている。

関係通知・指針等
掲載ページ



不合理な重複 及び過度の集中 の排除

- 不合理な重複とは、同一の研究者による同一の研究課題に対して、複数のプロジェクト等が不必要に重ねて配分されている状態。
- 過度の集中とは、同一の研究者又はコンソーシアムに当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内では使いきれないほどの状態。

〔競争的研究費の適正な執行に関する指針（H17.9.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）〕

不合理な重複、過度の集中に該当する場合の対応

審査対象からの除外、採択の決定の取消又は経費の削減。

研究活動の不 正行為防止のた めの対応

- 各研究機関では、研究倫理教育責任者の設置や、契約締結時までに研究倫理教育を実施。（契約時に誓約書を提出）
- 研究活動の特定不正行為の告発があった場合、調査委員会の設置や調査の実施等、適切に対応する必要。

〔競争的研究費の適正な執行に関する指針（H17.9.9付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申合せ）
農林水産省所管の研究資金に係る研究活動の不正行為への対応ガイドライン、農林水産省が配分する研究資金を活用した研究活動における特定不正行為への対応に関する規程（H18.12.15付け農林水産技術会議事務局
長、林野庁長官及び水産庁長官通知）〕

研究倫理教育を実施していない場合の対応

実施していない研究機関は、本事業に参加できない。

特定不正行為が行われた場合の措置

研究費の一部又は全部の返還や、本事業をはじめとする農林水産省所管の研究資金等への申請を一定期間制限する場合があります。

研究費の不正 使用等

- 不正使用とは、故意もしくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用のこと。
- 不正受給とは、偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給すること。

〔公的研究費の不正使用等の防止に関する取組について（共通的な指針）（H18.8.31付け総合科学技術会議決定）
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（H19.10.1付け農林水産技術会議事務局
長、林野庁長官及び水産庁長官通知）〕

不正使用等が行われた場合の措置

不正使用等により委託費等の全部または一部を返還した研究者及び共謀した研究者は、本事業に係る新規の応募又は継続課題への参加を一定期間認めない。（所属機関における管理・監視体制が不十分であった場合は、同機関の所属研究者全てに対し適用）

また、本事業において不正使用等により委託費の返還措置が採られた場合、不正使用等の概要を公表。

VIII. その他の注意事項 – 情報管理の適正化 –

- ✓ 本事業の実施に当たっては、以下の体制を確保。変更する場合には、事前に農林水産省と協議。

確保すべき体制

- ① 契約の履行に必要な情報を取り扱うにふさわしい、契約を履行する業務に従事する情報管理統括責任者又は情報管理責任者（情報管理責任者等）を確保すること。
- ② 情報管理責任者等が契約の履行に必要もしくは有用な、又は背景となる経験、知見、資格、業績等を有すること。
- ③ 情報管理責任者等が他の手持ち業務等との関係において、契約の履行に必要な業務所要に対応できる体制にあること。

- ✓ 本事業に係る契約の履行に際し知り得た**保護すべき情報**の取扱いに当たっては、**調達における情報セキュリティ基準**（応募要領別添1）と**調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項**（応募要領別添2）に基づき管理する。
- ✓ 特に、保護すべき情報の取扱いについては、以下の情報管理実施体制を確保。変更した場合には、遅滞なく農林水産省に通知。

保護すべき情報とは

農林水産省の所掌事務に係る情報であって、公になっていないものうち、農林水産省職員以外の者への漏えいが我が国の安全保障、農林水産業の振興又は所掌事務の遂行に支障を与えるおそれがあるため、特に受託者における情報管理の徹底を図ることが必要となるもの。

確保すべき体制

- ① 契約を履行する一環として受託者が収集、整理、作成等した一切の情報が、農林水産省が保護を要しないと確認するまでは保護すべき情報として取り扱われることを保障する実施体制。
- ② 農林水産省の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する実施体制。
- ③ 農林水産省が書面により個別に許可した場合を除き、受託者に係る親会社等、兄弟会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の受託者に対して指導・監督・業務支援・助言・監査等を行う者を含む一切の受託者以外の者に対して、伝達又は漏えいされないことを保障する実施体制。

- ✓ 応募者は、上記を踏まえて提案書と提案書様式4-4に必要事項を記載すること。

応募要領別紙6（提案書様式）

■1-5 情報管理実施体制 ■4-2 事業実施責任者

1. 代表機関の情報管理統括責任者と情報管理責任者（氏名・役職・連絡先）
2. 各共同研究機関の情報管理責任者（氏名・役職・連絡先）



様式4（情報管理経歴書）

1. 所属及び役職
2. 学歴及び職歴
3. 情報管理に関する業務経験、研修実績、専門的知識・知見

VII. その他の注意事項 – 法令・指針等の遵守への対応 –

- ✓ 公募要領に記載するもののほか、関係法令・指針等に違反し、研究開発を実施した場合には、研究停止や契約解除、採択の取り消し等を行う場合がある。

【関係法令・指針の例】

- 海外への技術漏えいへの対処を必要とする研究の場合には、「外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）」に基づき輸出が規制されている貨物や技術を輸出しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある
- 「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」（平成18年6月1日付け農林水産技術会議事務局長通知）に定められた動物種を用いて動物実験等を実施する場合は、当該基本指針及び当該基本指針に示されている関係法令等に基づき、適正に動物実験等を実施する必要がある。
- 研究開発の実施にあたっては、環境に負荷を与えることにならないよう、事業内容に関連する環境関係法令を遵守いただく必要がある。

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～
Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画



「Farm to Fork戦略」(20.5)
2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大



「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)
2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

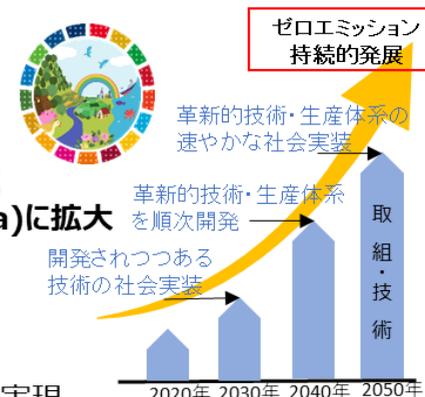
目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農業への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）
2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）
※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。
2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。
補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。
※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。
地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済

持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会

国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境

将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

VIII. その他の注意事項 – 環境への配慮 –

- ✓ 「みどりの食料システム戦略」による環境負荷低減に向けた取組強化として、補助事業等の実施の際には、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化するクロスコンプライアンスが位置付け。
- ✓ 研究開発の実施にあたっては、環境に負荷を与えることにならないよう、事業内容に関連する環境関係法令を遵守する必要がある。
- ✓ 受託者は、新たな環境負荷を与えることにならないよう、「みどりチェック実施状況報告書」に記載された項目に取り組むこと。最終年度の受託に関わる試験研究が終了したときは、「みどりチェック実施状況報告書」に取組結果を記載し、提出すること。

主な環境関係法令

- 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）
- 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）
- 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）
- 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）

【参考】みどりチェック例

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（
）



みどりの食料システム戦略ページ



みどりチェックページ

お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局食品安全政策課食品安全科学室
担当者：西留

TEL：03-3502-5722

※ 公募に係るお問い合わせは以下のフォームで受け付けています。

https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/syouan/gijyutu/rsr8t_qa.html

※ 応募に関する情報は、以下のホームページに掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/syouan/seisaku/regulatory_science/rsr8.html